

令和 8 年第 8 回 (3 月)

上越市選挙管理委員会定例会

- 1 日 時 令和 8 年 3 月 2 日 (月) 午前 10 時
- 2 場 所 上越市役所 木田第 2 庁舎 4 階 2401 会議室
- 3 付議事項
 - 議案第 30 号 選挙人名簿の抹消について
 - 議案第 31 号 選挙人名簿の登録について
 - 議案第 32 号 各種請求を行うに必要な連署者数について
 - 議案第 33 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について
 - 議案第 34 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について
 - 議案第 35 号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について
 - 議案第 36 号 上越市公職選挙法等執行規程の一部改正について
- 4 協議事項
 - 協議 1 投票区の変更について
- 5 報告事項
 - 報告 1 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の「選挙の記録」の作成について
 - 報告 2 新潟県知事選挙の基本的事項について
 - 報告 3 新潟県内市選挙管理委員会連合会 第 31 回事務局長会議の結果について
 - 報告 4 令和 8 年第 2 回 (3 月) 上越市議会定例会の審議日程等について
 - 報告 5 令和 7 年度第 5 回書記会議の開催について
 - 報告 6 専決処分した内容について
- 5 その他
 - (1) 次回以降の選挙管理委員会開催等について

令和 7 年度 明るい選挙啓発標語コンクール 選管委員長賞

「まってるよ 未来をかえるぞ ぼくの 1 ぴょう」 中郷小学校 3 年 おおたけ とわ 大竹 都王 さん

議案第 30 号 選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者並びに同条第 2 号の転出者等を選挙人名簿から抹消する。

令和 8 年 3 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 8 年 2 月 7 日 から 令和 8 年 2 月 28 日 の間の	死亡者数 A	74	93	167
	転出者数 B	80	63	143
	職権消除者数 C	0	0	0
抹消者数 (A+B+C) D		154	156	310

議案第 31 号 選挙人名簿の登録について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 19 条第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり選挙人名簿の登録を行う。

令和 8 年 3 月 1 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回定時登録日（令和 7 年 12 月 1 日） 現在の名簿登録者数 A	74,646	77,806	152,452
A 欄定時登録にかかる補正登録者数 B	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 選挙時登録における新規登録者数 C	391	274	665
C 欄選挙時登録にかかる補正登録者数 D	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 抹消者数 E	662	653	1,315
今回定時登録における新規登録者数 F	147	113	260
差引登録者数 (A+B+C+D-E+F) G	74,522	77,540	152,062

議案第 32 号 各種請求を行うに必要な連署者数について

令和 8 年 3 月 1 日現在の定時登録における選挙人名簿登録者数が確定したことにより、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等に規定する各種請求を行うに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	選挙人名簿登録者数	152,062 人
2	選挙権を有する者の総数 50 分の 1 の数	3,042 人
3	選挙権を有する者の総数 6 分の 1 の数	25,344 人
4	選挙権を有する者の総数 3 分の 1 の数	50,688 人

(3 月 2 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連署者数
条例の制定又は改廃請求	地方自治法第 74 条第 1 項	50 分の 1
監査請求	地方自治法第 75 条第 1 項	〃
合併協議会設置の請求	市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項	〃
合併協議会設置否決市町村に対する合併協議会設置についての投票請求	市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項	6 分の 1
議会の解散請求	地方自治法第 76 条第 1 項	3 分の 1
議員の解職請求	地方自治法第 80 条第 1 項	〃
首長の解職請求	地方自治法第 81 条第 1 項	〃
副市長等の解職請求（副市長、選管委員、監査委員）	地方自治法第 86 条第 1 項	〃
教育長又は教育委員の解職請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項	〃

議案第 33 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について

上越市市民投票条例施行規則（平成 21 年規則第 11 号）第 4 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者、同条第 2 号の国籍喪失者及び永住外国人資格喪失者、同条第 3 号の転出者、同条第 4 号の在外選挙人名簿への登録者、同条第 5 号の登録されるべきでなかった者を投票資格者名簿から抹消する。

令和 8 年 3 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 7 年 12 月 1 日 から 令和 8 年 2 月 28 日 の間の	死亡者数 A	341 (1)	391 (0)	732 (1)
	国籍喪失者数 B	0	0	0
	永住外国人 資格喪失者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	転出者数 D	322 (3)	264 (2)	586 (6)
	在外選挙人 名簿登録者 E	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	職権消除者数 F	0 (0)	0 (0)	0 (0)
抹消者数 (A+B+C+D+E) G	663 (4)	655 (2)	1,318 (6)	

注：表中「男」「女」「計」の()の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第 34 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について

上越市市民投票条例（平成 21 年条例第 5 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり投票資格者名簿の登録を行う。

令和 8 年 3 月 1 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回の登録日（令和 7 年 12 月 1 日） 現在の名簿登録者数 A	74,777 (131)	78,212 (406)	152,989 (537)
前回登録日から今回までの間の抹消者数 B	663 (4)	655 (2)	1,318 (6)
前回登録日から今回までの間の 補正登録者、職権回復者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
今回の新規登録者数 D	538 (3)	390 (3)	928 (6)
令和 8 年 3 月 1 日現在の名簿登録者数 (A-B+C+D) E	74,652 (130)	77,947 (407)	152,599 (537)

注：表中「男」「女」「計」の（ ）の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第 35 号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について

令和 8 年 3 月 1 日現在の上越市市民投票条例（平成 21 年条例第 5 号）第 7 条第 1 項の規定による投票資格者名簿登録者数が確定したことにより、上越市自治基本条例（平成 20 年条例第 3 号）第 39 条第 2 項及び第 7 項に規定する市民投票の実施を請求するに必要な連署者数を次のとおりとする。

- | | | |
|---|-------------------------|-----------|
| 1 | 投票資格者名簿登録者数 | 152,599 人 |
| 2 | 投票資格を有する者の総数 50 分の 1 の数 | 3,052 人 |
| 3 | 投票資格を有する者の総数 4 分の 1 の数 | 38,150 人 |

(3 月 2 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連 署 者 数
市長に対して市民投票の実施を請求することができる総数	上越市自治基本条例第 39 条第 2 項	50 分の 1
市長が速やかに市民投票を実施しなければならない総数	上越市自治基本条例第 39 条第 7 項	4 分の 1

議案第 36 号 上越市公職選挙法等執行規程の一部改正について

上越市公職選挙法等執行規程（平成 4 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）を次のとおり改正する。

1 改正理由

公職選挙法第 161 条第 1 項第 3 号の規定による個人演説会等を開催することができる施設（会場）の指定及び取消を行うもの

2 改正内容

- ・指定…柿崎コミュニティプラザ（ホール、多目的ルーム）、ゑしんの里記念館（多目的ホール）、南三世代交流プラザ（ふれあい広場、自由広場）、上越市八千浦交流館はまぐみ（多目的室）、上越市五智歴史の里会館（休憩室兼多目的室）、板倉農業者トレーニングセンター（アリーナ）、板倉北部スポーツセンター（アリーナ）
- ・指定取消…須川地域生涯学習センター（体育館）、上越市柿崎体育館（体育室、トレーニングルーム、会議室）

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

4 改正文(案)

別紙 1 のとおり

協議 1 投票区の変更について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 17 条第 2 項に規定する投票区の一部について、別紙 2 のとおり変更してよいか協議する。

報告 1 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の「選挙の記録」の作成について

令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の各種データをまとめた「選挙の記録」を作成したので、次のとおり報告する。

- 1 作成日 令和8年2月24日(火)
- 2 内容 別紙3-1、3-2、3-3のとおり
- 3 公表方法 市ホームページ

報告2 新潟県知事選挙の基本的事項について

本選挙の執行に係る選挙人名簿の登録やポスター掲示場などの基本的事項について、新潟県選挙管理委員会書記長から次のとおり通知があったので報告する。

- 1 選挙人名簿の登録
 - (1) 登録基準日 令和8年5月13日(水)
ただし、年齢については令和8年5月31日(日)現在とする。
 - (2) 登録日 令和8年5月13日(水)
- 2 ポスター掲示場
 - (1) 区画数 6区画
 - (2) 候補者がポスター掲示場にポスターを掲示できる日は、令和8年5月14日(木)
- 3 投票用紙の調製
白色の用紙に赤色のインクで印刷する。
- 4 主な日程(予定)
 - 4月16日(木) 県選挙事務室開設
 - 21日(火) 立候補予定者説明会
 - 24日(金) 市区町村選管委員長書記長会議
 - 30日(木) 投票用紙等発送
 - 5月14日(木) 告示日
 - 18日(月) 選挙公報発送
 - 19日(火) 市区町村選管書記長会議
 - 31日(日) 選挙期日(投票日)
 - 6月1日(月) 点検結果報告検収

報告3 新潟県内市選挙管理委員会連合会 第31回事務局長会議の結果について

標記会議が書面で開催されたので、その結果を次のとおり報告する。

- 1 日 時 令和8年2月20日（金）午後5時
- 2 開催方法 書面会議
- 3 内 容 各市から提案のあった議題について、各市事務局の意見を取りまとめた。

報告4 令和8年第2回（3月）上越市議会定例会の審議日程等について

標記定例会の審議日程が決定し、次のとおり令和8年度の選挙管理委員会所管の予算を提出したことを報告する。

- 1 審議日程
別紙4のとおり
- 2 事業概要（総務常任委員会提出資料）
別紙5のとおり

報告5 令和7年度第5回書記会議の開催について

標記会議を次のとおり開催予定であることを報告する。

- 1 日 時 令和8年3月5日（木）午後2時から
- 2 会 場 上越市役所 木田第2庁舎4階 2401会議室
- 3 出席者 13区総合事務所次長、併任書記及び事務局職員
- 4 内 容 衆議院議員総選挙等の振り返り、投票区の統合、ポスター掲示場の見直し、令和8年度各種事業 など 別紙6のとおり

報告 6 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成 24 年上越市選挙管理委員会規程第 2 号）第 2 条第 6 号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 告 示

告示番号	告 示 日	件 名
34	令和8年2月23日	令和8年第8回（3月）上越市選挙管理委員会定例会の開催について
35	令和8年2月27日	令和8年第8回（3月）上越市選挙管理委員会定例会の付議事項の変更について